八代市競争入札参加資格変更申請の手引

【物品・役務等】

《 入札参加資格変更申請システムURL 》

https://www.denshin-go.jp/y20234/Website/F50/F5000_HenkoLogin.aspx

＊＊＊ インターネットで上記URLへアクセスし、申請を行ってください。 ＊＊＊

八代市ホームページ（https://www.city.yatsushiro.lg.jp/）に、上記ＵＲＬへのリンクを掲載しています。

ホーム＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿

※申請事業所地域区分について

申請する事業所（本社、支社等）の所在地（市内、市外）により、次のとおりです。

市内業者	**八代市内の事業所において競争入札参加を希望する者**
市外業者	**八代市外の事業所において競争入札参加を希望する者**

1.　データ入力・提出書類作成等の要領

・入札参加資格変更申請システム（以下「変更システム」という。）にログインして入力を行ってください。
・ログインＩＤとパスワードが不明な場合、再発行の申請をしてください。
申請方法は八代市のホームページを参照してください。
ホーム＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿＞競争入札参加資格に関する様式＞「入札参加資格審査申請システムに関する様式」
パスワードのみ不明の場合は変更システムで再発行ができます。操作説明書を参照してください。
・変更システムの各ＳＴＥＰにおける留意事項と添付書類については、下の表を参照してください。
・入力が完了すると「入札参加資格申請書記載事項」が印刷できます。今回の変更内容が記載されますので、控えとしてお使いください。（提出は不要です。）
・申請後は変更システムから申請受付のメールが送信され、申請状態が「申請中」となります。
申請状態が「入力作業中」となっている場合は申請が完了していませんのでご注意ください。
・申請内容等に不備等があり受理できないときは差戻の処理をします。その場合、変更システムに申請者として入力されたメールアドレスあてにメールが届きますので、変更システムで内容を修正のうえ速やかに再度申請を行ってください。
・申請データ又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実の記載をしなかった場合は、有資格者名簿への登録ができません。また、登録後にこれらの行為が発覚した場合は、有資格者名簿登録の取消し又は指名停止を行うことがありますので、十分注意してください。

【添付書類について】
・指定様式は変更システムのＳＴＥＰ９およびＳＴＥＰ１０でＥｘｃｅｌファイルをダウンロードのうえ使用してください。（任意様式で可のものについてはこの限りではありません。）
・すべてＰＤＦ形式にしてアップロードしてください。押印が必要なものは、押印のうえ、ＰＤＦ形式にしてください。ファイルサイズが大きくて２ＭＢを超える場合は分割してＳＴＥＰ９またはＳＴＥＰ１０の予備の添付箇所へアップロードしてください。

変更する項目	STEP	変更入力･提出書類作成要領
共通　　※必須	1	必要に応じて申請者の情報を入力してください。 ※今回の変更申請について確認が必要な場合の連絡先にしてください。
商号又は名称	1	本社情報（商号・名称・ﾌﾘｶﾞﾅ）を入力してください。
		支社等に委任している場合は、委任先（物品・役務等）情報（委任先カナ・委任先名称）を入力してください。
	9	【法人の場合】№２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】№２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。
		支社等に委任している場合は、№１に委任状を添付してください。
		使用印鑑が変更となる場合は、№３に使用印鑑届を添付してください。
		吸収・合併・営業譲渡による場合は、その経緯がわかる資料の写しを予備１に添付してください。 【注意】吸収・合併・営業譲渡先の事業所が、八代市競争入札参加資格を有していない場合は、入札参加資格審査申請システムにて新規申請が必要です。

代表者･役職名	1	本社情報（代表者肩書・代表者氏名）を入力してください。 ※代表者が八代市内居住の場合、代表者住所・代表者ﾌﾘｶﾞﾅ・代表者生年月日も入力してください。
		市内業者で緊急連絡先と電話所有者等（緊急連絡先の所有者）が代表者の場合、入力してください。 ※緊急連絡先は、確実に連絡がとれる携帯電話番号等にしてください。
	3	系列会社届出入力に資本関係・人的関係の入力がある場合は変更をしてください。 新たに関係が発生した場合も入力してください。 ※系列会社届出入力の対象となるのは、物品・役務等について八代市競争入札参加資格を有している事業者のみです。 ※系列会社の八代市競争入札参加資格の有無については「くまもと県市町村電子入札システム」で確認できます。 くまもと県市町村電子入札システム ＞ 入札情報公開サービス＞ 有資格者情報の検索
	9	支社等に委任している場合は、No.１に委任状を添付してください。
		【法人の場合】No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】No.２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。
		使用印鑑が変更となる場合は、No.３に使用印鑑届を添付してください。
		代表者の住民登録が八代市の場合、No.５に八代市税の完納証明書を添付してください。
		代表者の住民登録が八代市の場合、No.６に市税等滞納有無調査承諾書を添付してください。
役員	3	代表取締役、取締役のいずれかの系列会社届出入力に変更がある場合は入力してください。 ※監査役、執行役員、会計参与等の変更は入力不要です。 ※系列会社届出入力の対象となるのは、物品・役務等について八代市競争入札参加資格を有している事業者のみです。
	9	系列会社届出入力に変更がある場合は、No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。
本社住所等	1	必要に応じて申請事業所地域区分を変更してください。 ただし、以下の場合は翌年度からの適用となります。 ・市外業者→市内業者
		本社情報（郵便番号・都道府県・市町村以下住所・電話番号・FAX 番号）を入力してください。 ※市内業者の場合で、申請事業所所在地域（校区）が変更した場合は入力してください。
	9	支社等に委任している場合は、No.１に委任状を添付してください。
		【法人の場合】No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】No.２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。
使用印	9	No.３に使用印鑑届を添付してください。

申請区分	1	希望する申請区分に☑を入れてください。やめる申請区分の☑を外してください。 入札方式・・・ＩＣガードを使用した電子入札システムでの入札 見積方式・・・担当課による紙での見積 電子入札システムでＩＤパスワードを使用した、50 万円を超え、150 万円以下の物品購入
	9	No.７に電子入札システム利用届を添付してください。
委任先名称	1	委任先（物品・役務等）情報（委任先カナ・委任先名称）を入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
		使用印鑑が変更となる場合は、No.３に使用印鑑届を添付してください。
委任先所在地等	1	委任先（物品・役務等）情報（郵便番号・都道府県・所在地・電話番号・FAX 番号）を入力してください。 ※市内業者の場合で、申請事業所所在地域（校区）が変更した場合は入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
		使用印鑑が変更となる場合は、No.３に使用印鑑届を添付してください。
受任者	1	市内業者で緊急連絡先と電話所有者等（緊急連絡先の所有者）が受任者の場合、を入力してください。 ※緊急連絡先は、確実に連絡がとれる携帯電話番号等にしてください。
		委任先（物品・役務等）の情報（代表者肩書・代表者氏名・e-mail）を入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
新規委任 ※委任先が八代市内の場合、市内に委任先を置いて1年以上経過していること。	1	必要に応じて申請事業所地域区分を変更してください。 申請事業者本社支店区分を「支社（店）等」に変更してください。 ただし、以下の場合は翌年度からの適用となります。 ・市外業者→市内業者
		業種の物品・役務等の委任に☑をしてください。
		市内業者のみ、申請事業所所在地域、緊急連絡先、電話所有者等（緊急連絡先の所有者）を入力してください。 ※緊急連絡先は、緊急に連絡とれる携帯電話番号等にしてください。
		委任先（物品・役務等）の情報をすべて入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
		No.３に使用印鑑届を添付してください。
		市内業者の場合のみ、No.５に八代市税の完納証明書を添付してください。
		市内業者の場合のみ、No.６に市税等滞納有無調査承諾書を添付してください。

委任の取下げ	1	必要に応じて申請事業所地域区分を変更してください。 申請事業所本社支店区分を「本社（店）に変更してください。
		支社等への委任をやめる場合は業種の物品･役務等の委任の☑をはずしてください。 ※支社等への委任をやめたことにより市内業者から市外業者となった場合、希望業種は第５希望までの登録となるため、第６希望以降の希望は自動的に取り下げられます。
		本社情報（e-mail）を入力してください。
メールアドレス	1	該当するメールアドレスを入力してください。（申請者・本社・委任先） 【注意】指名通知等を受け取るメールアドレスの変更は、くまもと県電子入札システムで代表窓口情報（連絡先メールアドレス）を変更してください。
希望業種の取下げ	2	希望を取り下げる業種の希望チェックボックスの☑をはずしてください。
希望業種の追加･希望順位の変更 ※変更受付期間 2/16～3/15	2	業種分類表を参照のうえ、追加・順位の変更を希望する業種の区分・大分類・中分類を選択し、小分類の希望欄に☑をしてください。 **※ただし、年度途中での追加・順位の変更はできません。有資格者名簿登録１年目及び２年目の２月１６日～３月１５日の間に変更申請をすることにより、翌年度の４月１日付で変更することができます。** ①業種選択と希望順位について 中分類について、確実に履行できる業種を希望する順に選択してください。 ※指名業者選定時の基本情報として使用し、原則として、希望順位を優先します。 業種選択及び希望順位を誤ると、指名業者選定対象から漏れてしまうおそれがあるため、十分確認のうえ入力してください。 ②特記事項の入力について 選択した小分類について、限定的な取扱いがある場合にのみ、次のア～ウを参照のうえ、該当行の特記事項欄に必要事項を入力してください。 ア　：　小分類内容の一部を限定的に取扱う場合・・・・**〇〇のみ、◇◇に限る**　等 イ　：　小分類内容の一部を限定的に取扱わない場合・・**〇〇を除く、◇◇不可**　等 ウ　：　小分類を全般的に取扱うが、取扱範囲や内容を明示した方が分かりやすい場合・・・・・**〇〇を含む、◇◇の取扱可**　等 ※小分類「９９　その他」　を選択した場合は、**必ず具体的な内容を入力**してください。
	10	必要に応じて、No.１に許可証・認可証等を添付してください。
廃棄物処理業許可の更新	4	該当する許可の「許可番号」、「許可の年月日又は許可期間の始期」、「許可の年月日又は許可期間の終期」を入力してください。 処理する分類に変更がある場合は、追加する分類は「〇」、削除する分類は空白を選択してください。
	10	No.１に許可証を添付してください。
廃業･指名願いの取下げ		メインメニュー画面で、『廃業・指名願い取下げの場合はこちらにチェックを入れてください。→ □』に☑をしてください。

2. 個人情報の利用目的等について

八代市長が、変更システム入力データ及び添付書類（以下「変更申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、変更申請書等により取得する個人情報については、入札参加資格変更申請の審査事務にのみ利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1．入札参加資格変更申請の審査事務
2．入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3．有資格者名簿の公開（競争入札参加有資格者の名簿は、くまもと県市町村電子入札システム入札情報公開サービス内の有資格者情報にて公表しますのであらかじめご了承ください。）
4．法令に基づく場合及び個人情報の保護に関する法律第 69 条第２項各号の規定による利用又は提供

3. 問い合わせ先等

問い合わせ先	〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25 八代市役所 契約検査課 （八代市役所 3階） 電話番号：0965-33-4120(直通) Fax 番号：0965-30-7585 (直通)
八代市 ホームページ	**【競争入札参加資格審査申請に関する記事】** ホーム＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿

参考１ 地方自治法施行令 第１６７条の４第１項 （一般競争入札の参加者の資格）
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

参考２ 八代市競争入札参加資格審査申請要領 第３条第２項 （競争入札参加者の資格）
市長は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を競争入札に参加させないことができる。

（１）市税を完納していない者
（２）申請書又はその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
（３）営業に関し、許可又は認可（以下「許可等」という。）を必要とする場合において、当該許可等を得ていない者
（４）同種の営業を引き続き１年以上営んでいない者